

令和2年度 事業報告書

令和2年度事業報告書

本法人は、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施してきた。

なお、当協会が信用保証業務を行っている独立行政法人福祉医療機構の年金担保貸付事業の廃止を含めた「年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日付で公布され、令和4年3月末で新規貸付の申込受付が終了することが決定された。

当協会では、「年金担保貸付事業の終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書に基づき事業の運営にあたっている。

本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

I 事業実施状況

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、次のとおり実施した。

① 新規利用件数・保証引受額

令和2年度の信用保証制度の年間利用状況は、新規利用件数は、43,756件、同保証引受額は、224億円であった。

また、令和2年度末の保証引受残高は、128,332件、356億53万円（前年度157,481件、464億5,093万円）であった。

表1：新規保証利用件数と保証引受額の年度推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度	令和2年度
新規利用件数	92,610件	77,800件	74,332件	62,802件	43,756件
保証引受額	506億円	394億円	386億円	323億円	224億円
対前年度比（額）	88.3%	77.9%	98.0%	83.7%	69.3%

② 保証料及び保証料収入

保証料は月当たり保証金額1万円について、23円とした。

令和2年度の保証料収入は、9億7,070万円（前年度10億8,070万円）であった。

表 2：保証料の推移

(注) 保証料は、対万円/月

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度
保証料	15.20 円	15.20 円	16.90 円	18.40 円	21 円	23 円
年率換算	1.82%	1.82%	2.03%	2.21%	2.52%	2.76%

③ 保証履行及び求償債権の管理状況

令和 2 年度の保証履行は、3,319 件、8 億 8,013 万円を行った。(保証履行状況の推移は、表 3 参照。)

令和 2 年度末の求償債権の残高は、277 件、115,604 千円(前年度末 266 件、120,046 千円)であった。

令和 2 年度の求償債権の増減の状況は表 4、債権償却の状況は表 5 のとおりである。

表 3：保証履行状況の推移

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度
件 数 (前年度比)	5,670 件 (85.5%)	4,679 件 (82.5%)	4,260 件 (91.0%)	3,659 件 (85.9%)	3,319 件 (90.7%)
金 額 (前年度比)	1,671 百万円 (72.3%)	1,341 百万円 (80.3%)	1,147 百万円 (85.5%)	984 百万円 (85.8%)	880 百万円 (89.4%)
単 価 (前年度比)	295 千円 (84.8%)	287 千円 (97.3%)	269 千円 (93.7%)	269 千円 (100%)	265 千円 (98.5%)

表 4：令和 2 年度求償債権の増減状況

	2019 年度末 残高	増加分	減額分		令和 2 年度末 残高
			回収分	債権償却分	
件 数	266 件	42 件	2 件	29 件	277 件
金 額	120,046 千円	11,023 千円	1,856 千円	13,609 千円	115,604 千円

※回収分の内訳：全額一括返済分 0 件、0 千円。分割返済分 2 件、1,856 千円。

計 1,856 千円(前年度 2,499 千円。)

表5：債権償却の状況（債権管理規程第22条第3項による報告）

	件数	金額（円）	備考
死亡			
破産	6	1,623,715	民法上の破産適用
生活困窮	3	812,568	生活保護受給者等
行方不明			1年以上の所在不明
時効	20	11,172,606	民法上の時効（10年）
合計	29	13,608,889	

（2）団体信用生命保険の新規加入の停止について

協会は、保証依頼者死亡による保証履行の危険負担を分散するために連帯保証委託約款により保証依頼者に団体信用生命保険への加入を条件としていたが、平成31年4月の信用保証申込者より、連帯保証委託約款を改正し、団体信用生命保険への新規加入を停止することとした。

（3）保証履行に関する取扱いについて

（独）福祉医療機構が年金支給庁から提供を受けている年金支給状況（年金支給停止情報）に関する取扱いを変更したことに伴い、協会においても、保証履行に関する手続きの変更等並びに保証履行請求期間の短縮化を実施し、事故から保証履行実行までの期間を短縮した。

（4）求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償権を取得した債権の回収業務については、平成20年4月より一部の債権について、サービサー（債権回収会社）に委託してきたが、その費用対効果等を鑑み、令和2年度から、原則としてサービサーに委託することとした。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

（1）年金住宅融資に係る債務引受事業

令和2年度は会員からの新規の債務引受の申し込みはなかった。
賛助会員については、前年度末と同じ19会員である。

（2）年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、令和2年度においては、特約料を据え置き、表6のとおり実施した。なお、令和2年1月～12月の保険料率については、9円91銭と前年の9円41銭から引き上げになった。

同事業の団体信用生命保険加入件数は、令和3年3月末で273件（前年度366件）と前年度より93件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表7のとおりである。

表 6 : 特約料

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	令和 2 年度	6.49 円	8.42 円	10.31 円

※平成 25 年度に特約料を改定後、据え置きを実施している。

表 7 : 利用状況の推移

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度
加入件数(年度末)	680 件	575 件	448 件	366 件	273 件
支払件数	8 件	6 件	4 件	5 件	1 件
支払保険金	30,908 千円	11,077 千円	4,982 千円	10,527 千円	406 千円

II 管理的事項

1 評議員会

(1) 第 19 回評議員会 (定時評議員会) (書面)

令和 2 年 6 月 22 日

第 1 号議案 飛鳥田功評議員辞任に伴う後任評議員の選任について

第 2 号議案 伊藤孝昌理事辞任に伴う後任理事の選任について

報告事項 1 2019 年度事業報告について (事業報告書)

報告事項 2 2019 年度決算について (決算書)

報告事項 3 常勤理事の特別手当の額について

(2) 第 20 回評議員会 (書面)

令和 3 年 3 月 5 日

第 1 号議案 唐木稔評議員辞任に伴う後任評議員の選任について

第 2 号議案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について

報告事項 1 令和 3 年度事業計画について (事業計画書)

報告事項 2 令和 3 年度予算について (収支予算書)

報告事項 3 令和 3 年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

報告事項 4 「職員給与規程」の一部改正について

報告事項 5 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

2 理事会

(1) 第 26 回理事会 (書面)

令和 2 年 6 月 5 日

- 第1号議案 2019年度事業報告について（事業報告書）
- 第2号議案 2019年度決算について（決算書）
- 第3号議案 常勤理事の特別手当の額について
- 第4号議案 第19回評議員会（定時評議員会）について

(2) 第27回理事会（書面）

令和2年10月13日

- 第1号議案 「事務局組織規程」の一部改正について
- 第2号議案 「事務局組織規程」の一部改正に伴う関連規程の一部改正について
- 第3号議案 会計監査人に対する報酬について
- 報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(3) 第28回理事会（書面）

令和3年2月25日

- 第1号議案 令和3年度事業計画について（事業計画書）
- 第2号議案 令和3年度予算について（収支予算書）
- 第3号議案 令和3年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について
- 第4号議案 「職員給与規程」の一部改正について
- 第5号議案 第20回評議員会について
- 報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

3 厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構との打ち合わせ

当協会の今後の事業に関する課題等を議論するため、協会、厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構の三者で打ち合わせ会議を8回実施した。

打ち合わせ会議においては、年金担保貸付事業の問題点、将来推計見込や住宅団信事業の譲渡等について議論した。

(打ち合わせ会実施状況)

実施年月日	主 な 議 題
令和2年7月1日	コロナ対応の返済期間猶予の取扱いについて
令和2年7月2日	コロナ対応の返済期間猶予に関する今後の対応について
令和2年8月8日	コロナ対応の返済猶予期間について、住宅団信事業について
令和2年9月8日	コロナ対応の返済猶予期間について、住宅団信事業について
令和2年10月7日	住宅団信事業の譲渡について
令和2年11月12日	令和3年度予算、住宅団信特約料について
令和2年12月10日	年金担保貸付実績報告、住宅団信事業について
令和3年1月25日	信用保証事業の一般正味財産増減見込について（書面開催）

4 常勤役職員の給与の削減措置の実施

協会の財政状況に資するため、2019年4月から、当分の間、常勤役職員の基本給月額を10%減額しており、令和2年度においては、常勤役員の基本給を20%減額した。

5 事務局組織の変更について

直近の業務量の減少に鑑み、組織の合理的運営（職員の多能化を含む。）を図るため、部を廃止し、グループ制（2グループ）を導入した。（令和2年11月1日実施）

令和 2 年度事業報告に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。

令和 3 年 6 月
公益財団法人 年金融資福祉サービス協会

[参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第 34 条 法第 123 条第 2 項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。